

2019年度 地方独立行政法人大阪市民病院機構
有期雇用職員（ソーシャルワーカー）採用候補者の募集について

1. 募集職種 ソーシャルワーカー
2. 応募条件
- ・ 社会福祉士免許を有している方又は精神保健福祉士免許を有している方
 - ・ 1年以上の実務経験を有する方
 - ・ 採用日において満65歳未満の方
- ※ただし、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第5条（各就業規則により準用する場合を含みます。）に該当される方は、受験することができません。

大阪市民病院機構就業規則第5条（抜粋）

第5条 次の各号に該当する者は職員となることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であって、当該処分の日から2年を経過していない者
4. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 募集人数 若干名
4. 勤務先 【大阪市立総合医療センター】
所在地：大阪市都島区都島本通2-13-22
【大阪市立十三市民病院】
所在地：大阪市淀川区野中北2-12-27
※上記病院のいずれかになります。
5. 雇用期間 2019年5月1日以降で法人の指定する日から2020年3月31日まで
（2回を上限に更新する制度がありますが、更新の可否については、勤務態度等により判断します。また、更新日において満65歳未満の方に限ります。）
※一定の条件を満たした場合に限り、正規職員転換試験の受験資格を得ることができます。
6. 勤務時間 原則として平日の午前8時45分から午後5時15分
7. 給与額 月額240,000円（2018年度実績）
※その他、時間外勤務手当、通勤手当などがあります。
※制度改正があった場合は、金額等が変更される場合があります。
8. 休暇等 年次休暇、夏季休暇、忌引などの休暇制度があります。
9. 各種保険制度 全国健康保険協会管掌保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険

10. 応募方法

(1) 提出書類

応募される方は、次の書類各1通を郵送又は持参してください。

- ・大阪市民病院機構有期雇用職員（ソーシャルワーカー）採用候補者申込書（両面）
- ・各免許証の写し [A4サイズで複写]

※封筒の表に「ソーシャルワーカー採用申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 書類提出先

〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 大阪市都島センタービル 5階
大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）
電話：06-6929-3687

(3) 応募締切

採用希望月の前月 10日 午後5時15分まで ※必着

（ただし、10日が土日祝日の場合は、直前の平日が必着日となります。）

11. 選考方法

(1) 選考内容

書類選考、面接試験

書類選考合格者は面接試験を実施します。

(2) 試験日及び試験会場について

- ・試験日 書類選考後、合格者と試験日等を調整の上、確定した試験日を通知します。

※試験日は平日での実施となります。

- ・試験会場 大阪市都島センタービル（大阪市都島区中野町5-15-21）

12. その他

- ・申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。
- ・提出書類はお返しいたしません。提出書類により取得した個人情報は採用試験の実施の為に使用し、それ以外の目的には使用しません。ただし、合格者の提出書類については、採用に係る事務手続等に使用します。
- ・就業規則等掲載場所 [地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページ内](#)

《案内図》



（最寄り駅からの案内）

大阪メトロ（谷町線）都島駅 2号出口から西へ徒歩3分
JR西日本（大阪環状線）桜ノ宮駅 東出口から北へ徒歩7分